

1. 市の責務

- “自転車を活用したまちづくり”に関する計画の策定し、施策を総合的に推進する。
- 自転車の利用促進や安全利用に関する啓発等を実施する。

2. 市民の役割

- “自転車を活用したまちづくり”の考え方を理解と関心を深めるとともに、自ら参画する。

3. 自転車の特性等を踏まえた活用と利用促進

(1) 自転車を活用した施策の推進

- 市は、市民等と連携し、自転車の特性を活用した様々な分野の施策を推進する。

(2) 自転車の特性等の周知及び啓発

- 市は、自転車の特性や活用方法の周知及び啓発等を行う。
- 自転車小売業者、教育機関、保護者、事業者は、自転車の特性や活用方法の周知及び啓発等に努める。

(3) 市民による自転車利用の推進

- 自転車の特性や活用方法を理解し、自発的な自転車の利用に努める。

(4) 事業者による自転車利用の推進と促進

- 自転車の特性や活用方法を理解し、事業及び従業員の通勤等における自転車利用等の促進に努める。
- 公共交通事業者は、公共交通機関と自転車の連携に努める。

4. 自転車を利用する環境の整備

- 市は国等と連携し、自転車走行環境の整備を推進する。
- 市は事業者等と連携し、自転車駐車場の設置を進める。
- 上記以外に、市は事業者等と連携し、利便性向上のための環境の整備を進める。
- 公共交通事業者は、公共交通機関利用者のための自転車駐車場の設置に努める。

千葉市自転車を活用したまちづくり条例（案）【主な規定内容】

5. 交通安全の確保等

(1) 自転車安全利用への教育及び啓発

- 市は自転車の安全利用について、国及び千葉県等と相互に連携協力し、教育及び啓発を実施する。

(2) 各主体の遵守事項及び役割

| | 各主体 | 内容 |
|------|----------|--|
| 遵守事項 | 自転車利用者 | <ul style="list-style-type: none">道路交通法等の遵守及び歩行者等への配慮自転車の定期的な点検や整備交通事故防止又は交通事故被害軽減のための灯火、警音器、両側面に反射器材等の備え付け、乗車用ヘルメットの着用盗難、ひったくり等への防犯対策公共の場所への放置自転車の禁止その他の自転車の安全利用 |
| | 自動車運転者 | <ul style="list-style-type: none">道路交通法等の遵守及び車道通行自転車への配慮自転車追い越し時の配慮自転車走行環境が整備された道路への駐停車の回避 |
| | 歩行者 | <ul style="list-style-type: none">道路交通法等の遵守及び安全な歩道等の通行 |
| 役割 | 自転車小売業者等 | <ul style="list-style-type: none">自転車利用者に対する安全利用及び定期点検整備の啓発安全機器装着自転車の販売自転車貸出業者に対する安全機器装着自転車の貸出 |
| | 保護者等 | <ul style="list-style-type: none">子に対する安全利用教育及び指導子の模範となる自転車の安全利用幼児、児童又は生徒への乗車用ヘルメット着用高齢者への乗車用ヘルメット着用や安全利用への助言 |
| | 教育機関 | <ul style="list-style-type: none">児童、生徒又は学生に対する安全利用に関する教育等の実施自転車通学児童・生徒への必要な教育等の実施 |
| | 事業者 | <ul style="list-style-type: none">従業員に対する安全啓発及び自転車通勤者の駐輪場確保自施設の自転車駐車需要の充足 |
| | 関係団体* | <ul style="list-style-type: none">自転車利用者に対する安全教育等 |

※交通安全に関する活動を行うことを主な目的として組織された団体、自転車の安全利用に関する活動を行う団体など。

(3) 自転車保険等への加入

- 自転車利用者は、自転車保険等への加入に努める。
- 未成年者の保護者は、未成年者の自転車利用のため、自転車保険等への加入に努める。
- 事業者は、事業で自転車を利用する場合は保険加入に努めるとともに、従業員に対する自転車保険等への加入啓発に努める。
- 教育機関は、児童、生徒、学生及び保護者に対する自転車保険等への加入啓発に努める。
- 市、関係団体及び自転車小売業者は、自転車保険等への加入啓発及び情報提供を行う。

千葉県自転車を活用したまちづくり条例（案）【主な規定内容】

6. 自転車を活用したまちづくりの推進体制等

（1）自転車を活用したまちづくり推進の組織等

- 自転車に関わる者が相互に役割を補完し、連携に努める。
- 自転車に関わる者による推進組織を構築する。

（2）人材の育成等

- 市は、市民等と連携し、自転車を活用したまちづくりを推進するための人材育成を行う。
- 市は、市民等と連携し、自転車を活用したまちづくりを推進する団体等へ支援を行う。

（3）表彰

- 市長は、自転車を活用したまちづくりの推進に貢献した者を表彰することができる。